



出先機関名:地方農政局

|整理番号(18、19)

事務・権限概要シート(個票)

自己仕分けの際 の事務・権限名

- ・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務(民間に対する 助成)
- ・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務(民間に対する 広報啓発)

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移 譲すると整理し た事務・権限の 具体的な内容

(移譲する事務・権限名)

容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査 室

※ 一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与。

(具体的な内容)

1 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検 査等の以下の業務であって、一の都道府県内で完結する事業者に関するものを都道府 県に付与する。

ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。

- 〇省エネ法関係
 - ・指導及び助言(法第6条及び法第60条)
 - ・報告徴収及び立入検査 (法第87条第3項及び第9項)
- 〇容器包装リサイクル法関係
 - •報告徴収(法第39条)
 - •立入検査(法第40条)
- 〇食品リサイクル法関係
 - ・報告徴収及び立入検査(法第24条第1項~第3項)
- 2 具体的な業務の内容は、以下のとおり。
- 〇省エネ法関係
 - ・工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があると認めるときに実施できる、指導及び助言。
 - ・規定の施行に必要な限度で行うことができる、特定事業者等に対するエネルギーの 使用状況等に関する報告徴収及び工場等への立入検査。
- 〇容器包装リサイクル法関係
 - ・法律の施行に必要な限度において行うことができる、特定事業者に対する報告徴収 及び事務所、工場等への立入検査。
- 〇食品リサイクル法関係
 - ・法律の施行に必要な限度において行うことができる、食品関連事業者等に対する報告徴収及び事務所、工場等へ立入検査。

なお、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法の制度等に係る民間に 対する広報啓発については、特段、事務・権限を付与しなくとも都道府県において実施 し得るものである。

	【事務・権限の付与に当たっての条件等】
	1 国においても引き続き事務・権限を実施。
	2 国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備
	されることが必要。
	3 関係法の改正は一括法で行われる必要。
	0 関係及の成正は 旧及で刊われる必要。
予算の状況	_
(単位:百万円)	
関係職員数	119 人の内数
事務量(アウト	省エネ法関係…
■ プット)	1
2 2 1 7	【荷主】19 年度 - 20 年度 - 21 年度 14
	報告徴収件数【工場】19 年度 184 20 年度 67 21 年度 46
	【荷主】19 年度 - 20 年度 - 21 年度 14
	立入検査件数【工場】19 年度 3 20 年度 16 21 年度 16
	【荷主】19 年度 一 20 年度 一 21 年度 0
	*
	荷主に係る指導、報告徴収及び立入検査は 21 年
	度から実施。
	容リ法関係… 10 左応 0
	報告徴収件数 : 19 年度 0 20 年度 407 21 年度 0
	立入検査件数 : 19 年度 4 20 年度 0 21 年度 0
	食り法関係…
	B 7 A A A A A A A A A
	立入検査件数 : 19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0
	※ 定期報告は20年度から実施。
	※上記業務量については、全国の出先機関における業務量の総計であり、各都道府県
	における業務量は、この内数となる。
備考	○事務・権限の付与にあたっては、関係省庁も同様の対応が必要となる。

【参考:平成22年に行った自己仕分けの結果】

食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務(民間に対する助成)

事務・権限の概	〔業務内容〕
要	・ 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る総合化事業
	計画の審査・認定事務等
	(総合化事業計画の認定:法第5条第1項、変更認定:法第6条第1項、認定の取
	消し:法第6条第3項、情報提供等:法第18条第1項、認定農林漁業者等への
	指導·助言:法第 20 条)
	・農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る研究開発・
	成果利用事業計画の審査・認定事務等
	(研究開発・成果利用事業計画の認定:法第7条第1項、変更認定:法第8条第1
	項、認定の取消し:法第8条第3項、情報提供等:法第 18 条第1項、認定研究
	開発・成果利用事業者等への指導・助言:法第20条)
	・ 農商工等連携促進法に係る農商工等連携事業計画の審査・認定業務等
	(農商工等連携事業計画の認定:法第4条第1項、変更認定:法第5条第1項、
	認定の取消し:法第5条第3項、認定事業者への指導・助言:法第16条)

農商工等連携促進法に係る農商工等連携支援事業計画の審査・認定業務等 (農商工等連携支援事業計画の認定:法第6条第1項、変更認定:法第7条第 1項、認定の取消し:法第7条第2項、認定事業者への指導・助言:法第16条) 農商工等連携支援事業等に関する事業計画の審査・承認及び補助金交付事務等 (事業実施計画の承認・変更承認:食品産業競争力強化対策事業実施要領(平 成 20 年 3 月 31 日付け 19 総合第 1744 号) 第 5、事業評価: 同第 6、補助金 交付事務:補助金等適正化法第26条第1項) 省エネ法に基づく食品関連事業者等に対する報告徴収、立入検査、定期報告の受理 (定期報告の受理:法第15条第1項及び法第63条第1項、指導:法第6条及び法 第60条、報告徴収及び立入検査:法第87条第3項及び第9項、現地調査:21 総合第 1113 号局長通知「工場現地調査に基づくエネルギー管理指定工場への指 導、報告徴収、立入検査等の実施要領」) 容器包装リサイクル法に基づく食品関連事業者等に対する報告徴収、立入検査、定 期報告の受理等 (報告徴収:法第39条、立入検査:法第40条第1項、定期報告の受理:法第7条 **の**6) 食品リサイクル法に基づく食品関連事業者等に対する報告徴収、立入検査、定期報 告の受理等 (報告徴収及び立入検査:法第24条第1項、第2項及び第3項、定期報告の受理: 法第9条第1項) 予算の状況 地域農商工等連携促進対策事業 359 の内数※ (単位:百万円) 農商工等連携促進施設整備支援事業 778 の内数※ フードバンク活動推進事業24の内数※ 食品リサイクル・ループ構築促進事業 45 の内数※ 食品廃棄物効率的収集体制構築促進事業7の内数※ 食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業 135 の内数※ ※ 予算額で農政局分及び北海道分に分けることは困難なため、予算全額を記載した 関係職員数 119 人の内数 事務量(アウト 農商工関係…〔法認定〕 プット) 農商工等連携事業計画の認定:328件(北海道沖縄県を除く。以下同じ。) (中小企業者:368事業者、農林漁業者:379事業者) 同事業計画変更認定 : 5 件 同事業計画認定の取消し : 該当なし 農商工等連携支援事業計画の認定:6件 [補助事業] 補助事業交付件数:19年度 52 20 年度 61 21 年度 121 容リ法関係…定期報告件数 20 年度 494 21 年度 434 : 19 年度 455 巡回点検実施事業者数:19年度 9174 20 年度 8300 21 年度 7198 報告徴収件数 : 19 年度 0 20 年度 407 21 年度 0 立入検査件数 : 19 年度 4 20 年度 0 21 年度 0 食リ法関係…定期報告件数 20 年度 3482 21 年度 -: 19 年度 -巡回点検実施事業者数:19年度 17500 20 年度 14721 21 年度 10823 報告徴収件数 : 19 年度 88 20 年度 0 21 年度 0 立入検査件数 : 19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0 X 1 定期報告は法改正により20年度から実施。 21 年度分の定期報告件数は、現在集計中